

請負工事成績評定実施要領

（目 的）

第 1 この要領は、見附市が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な検査を実施し、もって請負者の適正な選定及び指導育成を図り、工事の質的向上に資することを目的とする。

（評定の対象）

第 2 評定の対象は、原則として 1 件の当初請負金額が 500 万円（建築電気設備工事・建築機械設備工事については 300 万円）を超える請負工事とし、請負金額の変更があっても対象とする工事に変更しないものとする。

ただし、災害復旧及び災害の防止のために速やかな施工が求められる緊急の指示書等による工事で、具体的な設計図書が示されないまま現場の施工が概成するなど、施工管理、出来形や品質にかかる公正な評定が困難な応急工事は原則として評定の対象としないものとする。

（評定者）

第 3 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、見附市建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）第 10 条第 1 項に定める監督員（以下「監督員」という。）及び担当係長等並びに約款第 32 条第 2 項に定める検査職員とする。

（評定の方法）

第 4 評定は、工事ごと、評定者ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、検査の結果、手直し等があった場合でも手直し前の状態を評定するものとする。

3 工事成績の採点は、別記様式第 1 により行うものとする。

4 細目別評定点の算出は別記様式第 2 によるものとする。

5 評定にあたっては、別紙を参考とし、監督員は別紙—1、担当係長等は別紙—2、検査職員は別紙—3 により行うものとする。また、別紙—5「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。

6 工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を別紙—6 により提出できるものとし、提出があった場合は工事の成績評定にあたって適切に反映させるものとする。

7 検査職員は、第 2 項から前項の手順により別記様式第 1（評定表）をとりまとめ、工事主管課長に提出するものとする。

8 工事主管課長は、検査職員から提出された評定表を基にランク付けを行い、検査調書に添付して、工事検査日から 1 週間以内に契約担当課長等に提出するものとする。

9 評定の考査基準については、別紙「工事成績評定の考査項目の考査項目別運用表」により行うものとする。

(評定の結果の通知)

第5 契約担当課長等は、工事主管課長から評定表の提出があったときは、3日以内に当該工事の請負者に対し、別記様式第1の写しを添付して評定の結果を通知するものとする。

(説明請求等)

第6 通知を受けた者は、通知を受けた日から14日以内に、書面により通知した者に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

2 契約担当課長等は説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(不良工事等の報告)

第7 契約担当課長等は評定者が行った評定基準において、次のいずれかに該当するときは、すみやかに市長に評定表により報告するものとする。

(1) 当該工事のランクがEに該当するとき

(2) 当該工事のランクがDに該当し、かつ当該工事の請負者が第5に定める評定結果の通知日以前6か月の間に、ランクがE又はDに該当する工事を施工しているとき

(優良工事等の表彰)

第8 契約担当課長等は評定者が行った評定基準において、次の事項に該当するときは、すみやかに市長に評定表により報告し、表彰するものとする。

(1) 当該工事のランクがAに該当するとき

(評定の修正)

第9 工事主管課長は、第5の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 契約担当課長等は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成14年6月1日から施行し、平成14年4月1日の建設工事請負契約から適用する。

この要領は、平成15年11月1日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。